

「今日は何の日」 9月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

9月1日は防災の日です。大正12年9月1日に発生した関東大震災をきっかけに、防災意識を高めることを目的に制定されました。では、人権に関わる「〇〇の日」は、どんなものがあるのでしょうか。

4月1日は、障害者差別解消法の施行日。すべての国民が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現に向け、平成28年に施行されました。

6月3日は、ヘイトスピーチ解消法の施行日。特定の国の出身者であること、または、その子孫であることを理由に日本社会から追いやられること、危険を加えようとしたりするなどのヘイトスピーチをなくすために平成28年に施行されました。

8月は、差別をなくす運動月間。

昭和40年8月に出された同和対策審議会答申を受けて、県では8月を差別をなくす運動月間と決めました。12月4日～10日は、人権週間。昭和23年12月10日に第3回国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念して日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間（4日～10日）を人権週間と決めました。

12月16日は、部落差別解消推進法の施行日。日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する部落差別のない社会の実現を目的に平成28年に施行されました。

この他にも、人権に関わる日はまだまだあります。さまざまな人権問題の解決には、私たち一人一人が「誰かの問題」ではなく「自分自身

のこと」として捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さを認識することが重要です。カレンダーを通して人権を意識するきっかけにしてみませんか。

